平成２１年（フ）第２８７号
岡山県備前市日生町寒河2172番地１
債務者　畑下　明吉
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７号
岡山市中区乙多見145番地10
債務者　箕越　博士
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４００号
岡山市北区青江３丁目９番14号　メゾン青風101
債務者　山本　直美
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３５号
岡山市北区津高919番地７　サーパス津高台通り一番館605
債務者　安田　政熙
１　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０３５号
東京都足立区足立１丁目19―５―308
債務者　小松　早苗
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１１１号
東京都板橋区高島平２丁目26―４―1009
債務者　井上　博郁
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１１６号
埼玉県鴻巣市人形３丁目２―67
債務者　小高　佳美
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１３９号
千葉県柏市岩井643―１―28―１－２－B202
債務者　井上　幸樹
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１４０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―74―402
債務者　仲原　明美
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１５６号
千葉県白井市冨士５―60
債務者　藤田　元夫
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１６８号
東京都世田谷区祖師谷４丁目２－９
債務者　渡邊　有子
１　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１８４号
岩手県釜石市只越町３丁目７―10
債務者　前川　　寛
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１８５号
岩手県釜石市只越町３丁目７―10
債務者　前川妃美江
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１８６号
広島県尾道市天満町12―24
債務者　木佐貫美香（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２１４号
東京都狛江市駒井町３丁目32―10
債務者　藤沼　　徹
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部